

提出された意見の概要及びそれに対する考え方

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1		「自主基準ガイドライン」のルールを遵守した広告物でも、「自主基準ガイドライン」が公的に認められたものでは無いため、公正取引委員会等から行政措置等を受ける可能性は払拭できません。今後、幾度「自主基準ガイドライン」が改定されても、規約化されない限り同様です。 以上のような観点から当社は、「自主基準ガイドライン」の「公正競争規約」化を切望いたします。(九州通信ネットワーク株式会社)	以前、自主基準の策定を検討した際に、サービスの高度化・多様化や変化が激しい電気通信サービスに関しては自主的な取り組みが望ましいとの方針に至ったものです。 今後とも、必要に応じて適宜見直しを行うなど、実態に則した改訂を行う必要があると考えております。
2	第7条(比較表示)	比較広告を行う場合は、「比較される会社への報告」を義務づけることはできませんでしょうか？(承諾は得られないでしょうか) (株式会社ベイ・コミュニケーションズ)	比較される会社への報告の義務づけを盛り込むことまでは、実際のところ難しいと考えております。
3	別表8	媒体区分「チラシ・リーフレット・ツール」、「総合カタログ」の表示区分の文字の大きさについて「表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。文字が小さくなってしまう場合は朱書きまたはアンダーラインなどの工夫をする。」の記載がありますが、平成20年6月13日に公正取引委員会が発表した「見にくい表示に関する実態調査」の中で、「消費者が手に取って見る表示物の場合、表示スペースが小さくても、最低でも8ポイント以上の文字：打ち消し表示の場合は、近接した箇所、相対的なバランス等に配慮した表示を行う」が明記されているため、「チラシ・リーフレット・ツール」、「総合カタログ」を含めた紙媒体は、「文字の大きさ：8ポイント以上。打ち消し表示の場合は、近接した箇所、相対的なバランス等に配慮した表示を行う」等の表現に統一する方が良いと考えます。(九州通信ネットワーク株式会社)	広告表示における媒体ごとの表示に関しては、別表8以外に第5条及び第8条でも言及しており、ご指摘の趣旨は基本的に盛り込んでいるものと考えております。 なお、ご指摘をふまえ、別表8に注を追加して、より明確になるよう修正を加えました。
4	別表8	テレビ広告において「1画面あたりの行数制限」が必要ではないでしょうか。(株式会社ベイ・コミュニケーションズ)	文字の大きさや視聴できる露出時間の確保などから、1画面あたりの行数も制限が及んでいると考えております。